

# 「石川県漁業調整規則」(案)の概要

## 1 制定の理由

平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)が公布され、資源管理措置や漁業許可制度等の基本的制度が一体的に見直されました。

県では、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)に基づき、石川県海面漁業調整規則(昭和40年石川県規則第1号。以下「海面規則」という。)及び石川県内水面漁業調整規則(昭和44年年石川県規則第44号。以下「内水面規則」という。)を定めておりますが、改正法に基づく規則に改める必要があるため、内水面規則を廃止し、海面規則と内水面規則の内容を統合した新たな石川県漁業調整規則(以下「新規則」という。)に全部改正します。

## 2 主な改正点

### (1) 海面規則と内水面規則の一本化

### (2) 目的変更(漁業秩序維持 → 漁業生産力の発展)

### (3) 大臣許可を準用した許可手続き

【法で規定される大臣許可漁業の手続等を準用する手続き等】

- ・第5条 許可を受けた者の責務(法第37条)
- ・第6条、第7条 起業の認可(法第38条、第39条)
- ・第9条 許可又は起業の認可をしない場合(法第38条)
- ・第10条 許可又は起業の認可についての適格性(法第41条)
- ・第11条 新規の許可又は起業の認可(法第42条)
- ・第12条 公示における留意事項(法第43条)
- ・第13条 許可等の条件(法第44条)
- ・第14条 継続の許可又は起業の認可等(法第45条)
- ・第15条 許可の有効期間(法第46条)
- ・第16条 変更の許可(法第47条)
- ・第18条 許可等の失効(法第49号)
- ・第19条 休業等の届出(法第50条)
- ・第20条 休業による許可の取消し(法第51条)
- ・第21条 資源管理の状況等の報告(法第52条)
- ・第22条 適格性の喪失等による許可等の取消し等(法第54号)
- ・第24条 許可証の交付(法第56号)
- ・第27条 許可証の書換え交付の申請(法第56条)
- ・第28条 許可証の書換え交付及び再交付(法第56条)
- ・第30条 許可証の返納(法第56条)
- ・第47条 衛星船位測定送信機等の備付け命令(法第52条)

### (4) 新規則で削除する海面規則及び内水面規則の規定

- ・小型機船及びき網漁業の地域名称(海面規則第6条)
- ・許可の内容に違反する操業の禁止(海面規則第15条)
- ・許可の内容に違反する採捕の禁止(内水面規則第13条)
- ・外来魚の移植の禁止(内水面規則第32条)
- ・許可申請書様式

## 3 施行日

令和2年12月1日(改正法の施行日と同日)